

資本論 第一巻 資本の生産過程
第四編 相対的剰余価値の生産
第十三章 機械装置と大工業

的場昭弘著 超訳『資本論』より

第3節 機械経営が労働者に及ぼす第一次的影響

※ここではいかに機械が人間を酷使するかという問題に言及する。

a. 資本による補助的労働力の支配——婦人労働と児童労働

- ・機械が筋力を不要なものすることで、筋力のない労働者、婦人と児童が男性労働者に代わって雇用される。家族全体が労働者となる。
- ・労働者の家族が妻と子二人で四人であれば、その四人の労働力の価値は、一人の労働者よりも高いとしても、四人の男性労働者の価値よりも低く抑えられることになる。
- * イギリスの話として、十三歳以上に見えるそれ以下の少年を連れてきて労働させる話、煙突掃除夫として両親によって売られる子供たちの話があげられている。
- ・こうした実態は、より安い賃金を求める資本の動きに照応したものだ。
- * 乳幼児の死亡率がうなぎのぼりに上がっていることが説明される。母親の就業による家庭労働の現象が、乳幼児死亡率を上げているというわけだ。
- * イギリスの議会は子供の知的荒廃を防ぐために、十四歳以下の児童の義務教育を労働させる条件としたが、資本家のほうは、教師の証明さえあればいいという条件を使って、偽教師による教育を口実に児童を働かせることが多かったという現状を取り上げている。

b. 労働日の延長

むしろ労働時間が長くなる？

- * 間断なく動くという機械の性格によって、それに張り付く労働者の労働日を減らすのではなく、むしろ延長させる傾向がある。婦人や児童のような弱者はそれに抵抗することもできないわけだ。
- * 機械は速く動かすほど、その価値移転をすみやかに行ない、さらに新しい機械が出ることで起こる突然の価値低下に備えることができるわけで、そのためにも機械はなるべく長い労働日を必要とするようになる。労働日は減ることはないといってもいいわけだ。
- * 機械は、これまでは能力的にも労働者として使用できなかった人々を組み入れることで、機械に駆逐(くちく=追い払うこと。)される労働者層をつくりあげ、それによって多くの過剰人口をつくることになる。こうした過剰人口のおかげで、労働者は資本に対して抵抗できない状態になっていくわけだ。

c. 労働の強化

さらに労働は強化される

- * しかしながら、労働者はそうした流れに抵抗し、さまざまな運動を展開することで標準労働日の低減を勝ち取ってきた。
- ・その意味では、機械は必ずしも労働日を延長させることには成功しなかったわけだ。
- * しかしここで、それに代わる新しい現象が起きる。それは労働の強化だ。労働の強化こそ、実は機械制大工業が生み出す新しい現象といってもいいかもしれない。
- ・労働運動の増大によって、資本は新たな剰余価値の生産を模索するわけだが、それこそ単位時間当たりの生産量を増大させる労働強化といえる。

労働強化——速度と労働範囲の拡大

- * 機械の速度をはやめることと、その機械に関して監視する領域を拡大することで労働は強化されるというわけだ。
- ・こうして、むしろ労働時間が短縮されたことで工場主の富がより一層拡大したことをマルクスは

統計を使って説明する。工場法は労働者よりも資本家にむしろいい形で作用したというわけだ。

- ・皮肉にも今度は資本家のほうから、さらに労働時間を下げてもいいという提言を生み出すことにもなる。もちろんゼロに向かって進んでいくわけではなく、労働強化がもっとも効率的に行なわれるべき時間という意味で減少させられるにすぎない。

労働大学刊 「資本論 解説」より

第3節 機械経営が労働者におよぼす第一次的影響

a. 婦人や児童も動員される

- ・機械装置は、さほど筋力を必要としない作業分野を数多く作り出すので、筋力の弱い者や肉体の未成熟な者をも、労働者としてはたらかせることができる。
- ・だから、婦人労働と児童労働とは、機械装置の資本主義的使用の最初の言葉だった！
- ・こうして機械は、性と年齢との差別なく、はたらける労働者家族全員を資本の支配下におき、賃金労働者の数を著しく増加させた。
- *労働力の価値は、個々の成年労働者の生活に必要な労働時間によるのみでなく、労働者家族の生存維持のために必要な労働時間によって規定されていた。
- ・機械が全家族を労働市場に引き出す結果、成年男子の労働力の価値は彼の全家族の上に分割されることになり、彼の労働力の価値は引下げられる。
- ・もちろん家族全員の労働力の購入には、家長一人の労働力の購入に要したよりも多額の費用が必要であろう。しかしそのかわりに何人分か労働力を、しかも安い価値で購入するので、それだけより多くの剰余労働を吸い上げることができる。
- ・労働者は、いまや家族が生きるために家族全員が労働しなければならないばかりでなく、それだけ分の剰余労働をも資本に提供せねばならない。
- ・こうして機械装置は、搾取材料である労働者の数を拡大するとともに、搾取度をも高めるのである。
- *そうすると、機械は資本関係の法的形式、すなわち労働者と資本家との間の契約関係をも根底から変革する。
- ・それは、労働者が彼自身の労働力のみならず妻子のそれをも売るからである。彼らは独立の人格として労働力を売るのはない。児童労働力の売買に端的に見られるように、そこでは自由な人と人との契約という外観さえ失われている。
- *機械の資本主義的利用は、児童や労働婦人の肉体的精神的頹廢(たいはい)を生み出す。例えば、イギリスの産業革命期に職場に進出した婦人労働者の多くが、乳児に乳を与える時間さえないほどはたらかされ、そこで子供に乳房を含ませるかわりに催眠剤を与えてだまらせておかねばならなかった。また、児童が一日十四時間も十五時間もはたらかされることが通例となり、その結果、児童の死亡率が急に高まった、等々。
- *また機械装置は、婦人や児童を労働人員に多数参加させるので、これまで成人男子の労働者たちが工場手工業における資本の専制的支配にたいして示したような反抗をむずかしくし、労働の資本への包摂(ほうせつ=つつみこまれること)をいっそう強固なものにする。

b. 労働日の延長

- *機械が労働者におよぼす影響の第二は、労働日の延長である。
- ・機械は、一方では労働日の延長を可能にする条件を作り出すとともに、他方では労働日を無限に延長するあらたな動機をも作り出す。
- ・すでに見てきたように、機械は自動的機構であるから、労働者の意志と無関係に自動的に動くようになっている。例えば、労働者が一時手を休めても、機械は動きつづけるであろう。こうして、機械装置は間断なく生産をつづけるための条件を作り出すことになる。そしてまた、このことによって、資本家は労働日を無限に延長する欲求を強めるにいたるのである。
- *資本家の目的は、お互いに食うか食われるかの激しい競争をする中で、最大限の利潤を労働者から搾り取ることである。
- ・そのためには、ともかくたできるだけ早く機械の「もと」をとらなければならない。つまり、機

械価値をできるだけ早急に生産物に移転し、減価償却を早くすまさなければならない。そのためには機械をフル運転することだ。おまけに、使わない刀が錆びるように、機械も使わないでいると錆びたり、性能が悪くなったりする。また、より安い機械が、あるいはより優秀な機械が、いつ登場するかわからない。 そうなれば自分が採用した機械は価値を半減し、さもなくば古物となってその機械では他の資本家に全然たうちできなくなる。そのためにもできるだけ早く減価償却を終えなければならない。

- * さらにまた、他の資本家に先んじて新しい機械を採用した資本家は、自分がそれを一人占めしている間は、他の資本家より大きな利潤(特別剰余価値)を手に入れることができる。この特別剰余価値は、他の資本家が自分と同じ機械を採用するようになるとなくなってしまふ。だからそうならないうちに、できるだけ多くの特別剰余価値を稼いでおかなければならない。そこでまた機械のフル運転が資本家の強い要求となる
- * こうして機械は、昼夜兼行の操業、交替制度、超過労働、寸秒(すんびょう=ごくわずかな時間)の労働時間延長へと資本家をかりたてるのである。機械はそれ自体としては、生産に必要な労働時間を短縮する手段なのであるが、それが資本主義的に利用されると、労働者の労働時間を無限に延長するための手段へと一変するのである。
- * 手工業から機械経営への急激な変革を意味する産業革命期に、資本家がいかに激しく労働日を延長したかについては、絶対的剰余価値の生産を述べたところで、すでに見たとおりである。そして、これが婦人労働、児童労働について行なわれる時、労働者におよぼす害悪はまさに破壊的である。
- * もちろん、このような資本家の労働時間延長への衝動は、産業革命の時期にかぎられたものではないし、また婦人や児童にだけかぎられたものでもない。むしろ、利潤の獲得を唯一の目的とする資本主義社会においては、その全時期を通じて全労働者にふりかかる不断の圧力である。だから、労働者はつねに、超過労働つまり残業の問題を背負わされているし、また労働組合はつねに時間短縮の使命を課せられているのである。

c. 労働の強化

- * 機械が労働者におよぼす影響の第三は、労働の強化である。
 - ・ 機械制生産は労働日を延長させるだけでなく、労働の強化、いいかえれば同一時間内における労働支出の増大をもたらす。
- * これまで、機械がいかに労働日を延長させる有力な手段となるか、そしてそれによって労働者から搾り取る剰余価値がいかに増大されるかを見てきた。だが実は、労働日は、その単なる延長とはちがった仕方でも「延長」されうる。例えば、いままでの八時間労働が十時間労働になるというばあい、これはわれわれが普通考える意味での労働時間の延長であるが、ただそのばあいは単位時間についての労働の支出——労働強度は一定だと見なされていた。だが、この強度が変わるならば、労働者が支出する労働量は単なる時間だけでは測れないことになる。
- * だから強度が強化されれば、表面的には労働時間が短縮されても労働者が実際に支出する労働量は変わらないことがありうるし、あるいはむしろ増加するばあいだってありうることになる。例えば、強度三で八時間労働するばあい、労働支出の総量は $3 \times 8 = 24$ である。ところがいま、労働時間が六時間に短縮されたとする。だがこのばあい、時間短縮と同時に強度がこれまでの三から四に強化されれば、総支出量は $5 \times 6 = 30$ となり、時間短縮の背後で、むしろ逆に労働支出が増すという結果になる。
- * こうして資本家は、仮に時間を短縮しても、それを償(つぐな)って余りある搾取をいつでも行ないうるのである。事実歴史的に見ても、標準労働日の制定によって労働日の延長が法的に制限されると、資本家は次の段階でそれによるマイナスを労働強化によって必ずとりもどすという過程を繰返してきている。
- * とここで機械こそはまさに、労働強化の強力な手段ともなるのである。というのは機械は、第一に機械の運転速度を速めること、第二に同じ労働者によって監視される機械装置、いいかえれば作業範囲を拡大することによって労働強化のための有力な手段となるからである。これが、今日行なわれている激しい「合理化」攻撃の主な内容の一つをなしていることは、いちいち例をあげて説明するまでもないであろう。

資本論 第一巻 資本の生産過程

第四編 相対的剰余価値の生産

第十三章 機械装置と大工業

第三節 機械経営が労働者に及ぼす第一次的影響

※大工業の出発点は労働手段の革命である。変革された労働手段は工場の最も発達した形態となる。

- ・その労働手段の革命が労働者に与える一般的反作用について考察する。

a 資本による補助的労働力の領有。婦人労働と児童労働

- ・機械装置が筋力を不要とし、婦人労働、児童労働が資本主義的に使用される。
- ・労働者家族の全成員を編入し、賃金労働者数を増加させる。
- ・資本家のための強制労働が、児童の遊戯や家庭内の自由な労働に取って代わる。

【注 120】綿花恐慌は、労働婦人に、子を催眠剤で毒するかわりに、母乳を与えるに必要なひまを見出した。料理を習う時間を得た。恐慌は学校で裁縫を教えることに利用された。

「全世界のために糸を紡ぐ労働少女が裁縫を習うためには、アメリカの革命と世界恐慌とが必要なのだ!」(綿花恐慌とアメリカ南北戦争とが必要だった。アメリカの革命とは、南北戦争のこと?)

- ・アメリカ南北戦争———1861年～1865年
- ・資本論は1867年に刊行された。
- ・(岩波文庫版『資本論』(二)111頁「1861年から1865年に至る怖ろしい綿花恐慌の時期にも」)
- ・363頁【注120】の冒頭「アメリカの南北戦争にともなって起きた綿花恐慌の期間中に、」
《アメリカの独立革命》

1778年(13州独立の)連合規約制定(アメリカ最初の憲法といわれる)

1783年独立達成(パリ平和協定で、独立が達成された)

1788年憲法成立

1776年7月4日、アメリカ独立記念日

【363頁5行目～】

*機械装置は、労働者家族の全成員を労働市場に投じる。

- ・労働力の価値は、労働者家族の生存維持のために必要な労働時間によって規定されるので、労働者家族の全員が労働市場に投じられることにより、成年男子の労働力の価値を分割して持っていく。
- ・(それゆえに、)機械は彼の労働力の価値を引き下げる。

*四個の労働力の家族(4人の家族の労働力)の買入れは、家長の労働力の買入れのときより、多くの費用を要する。

・一労働日が四労働日になるが、この一労働日と四労働日の労働力の価格(労働力の買入れ費用)と、一労働日と四労働日の剰余労働を比較すれば、(比率的に)下落する。

*一家族が生きるためには、4人の者が労働するのみならず、一家族4人分の剰余労働を資本に提供しなければならない。

*機械装置は、搾取材料を拡大し、搾取度をも拡大する。

【注 121】・婦人労働をもって男子労働に代え、児童労働をもって成年労働に代える。このことによって労働者の数は、著しく増加した。

- ・週賃金6シリング～8シリングの13歳の少女3人が、週賃金18シリング～45シリングの成年男子一人に取って代わった。
- ・ある種の家族機能(子供の世話、授乳等)のため、資本に労働力を買入れられた母親は、代理人をやとわねばならない。
- ・家族の消費の労働(裁縫やつぎはぎ)のかわりに、既製品を購入せねばならない。→家庭労働の支出の減少は、貨幣支出の増となる。→労働者家族の生産費の増大となり、増加収入を相殺する。

【364頁8行目～】

*機械装置は、労働者と資本家間の契約を、根底から、変革する。

- ・資本家と労働者は、一方は貨幣と生産手段の所有者、他方は労働力の所有者として相対する。
- ・いまや、資本は、未成年者または半成年者を買う。
- ・以前には、労働者は彼自身の労働力を売った。(形式的には自由な人として処分しえた。)
- ・いまでは、彼は妻子を売る。彼は奴隷商人となる。

【注 122】

- ・強取(ごうしゅ=暴行を加えたり脅迫したりして奪い取る。)
- ・厭(いと)うべき(=嫌(いや)がって避(さ)けるべき)、(どんな労苦も厭(いと)わない。)
- ・成年男子労働者が、資本から、(イギリスの工場における)婦人労働および児童労働の制限を奪い取った。これに対象となる、児童売買に関する報告における『労働者の親たちの、真に厭うべき奴隷商人的傾向』が、「児童労働調査委員会」報告が見出される。
- ・資本家的偽善者は、彼自身が作り出した蛮行(彼が「労働の自由」と呼んでいるこの蛮行)を非難している。
- ・「日々のパンのために、児童労働に助けを求めた。」
- ・「不相応な労苦に耐える力もないのに、将来の生活を導くべき教育もなく、汚された環境に投げ込まれた。」「無情な母親が切実な飢餓の渴望を充たすために、彼女自身の子供を犠牲にした。」と、避難している。

【364 頁 8 行目～】

* 児童労働にたいする需要(募集?)は、黒人奴隷にたいするそれと似ている。

- ・(その一つの例、)12 歳から 20 歳の少年の募集。

「13 歳として通用しえない年少者は、不可」→工場法により、13 歳未満の児童は 6 時間しか労働しえないから。

・証明資格のある医師が証明しなければならない。「だから工場主は、13 歳に達しているように見える少年を求めするのである。」

※13 歳未満の児童が、飛躍的に減少するのは「証明医の仕業(しわざ)」・資本家の搾取欲と両親の暴利欲とに迎合して、児童の年齢をずらした。

・ある地区では、毎週月、火の朝、9 歳からの男女の児童が絹業者に自らを賃貸する公開市場が開かれる。市場では、女たちが「救貧院から少年をつれてきて、買い手を択(えら)ばず、1 週 2 シリング 6 ペンスで賃貸する」ことが、いまなお行なわれている。

・法律が禁じている「生きた煙突掃除機」として、少年が両親によっていまなお売られている。

・こうした状況は、後にイギリス議会で、工場制度への国家的規制の法律制定の根拠を与えた。

※工場法が 6 時間制限の産業部門を広げていく毎に、工場主の苦情が繰り返された。

『「労働の自由」のある産業へ売られるだけだ』と。

※しかし、資本は、労働の搾取条件の平等を要求するから、「児童労働の法的制限」は、まだ制限を受けていない他の産業部門へ広げられていくのである。

【367 頁 7 行目～】

※幼少期の労働者児童の死亡率について

・満 1 歳未満の生存児 10 万人につき、年平均死亡数が、各区 7047 人から 26125 人であり、高い死亡率となっているが、この原因は、とくに母親の家庭外就業と、それに基づく粗末で手荒な児童の扱い、ことに食物の不適當と不足、阿片剤を与えることなどである。(そのうえに、直接に手を下して、死を与える。)

・「婦人の就業がもっとも少ない」農業地区では、「これに反して死亡率はもっとも低い」。

・ある農業地区の死亡率は、もっとも高い死亡率の工業地区と同程度であった。

・その原因は? この地区は土地開墾が進められ、農業労働において、工場のそれと同じ婦人労働が行なわれているからである。

※「家庭をもつ既婚婦人が、工場で働くことを一切禁止されるならば、それはイギリスの工業地区にとって、全く幸福なことであろう。」(政府の一報告書の中のある工場監督官の報告)

【370 頁 11 行目～】

* 婦人労働と児童労働の資本主義的搾取から生ずる精神的萎縮については、指摘するにとどめる。

・しかし、この知的荒廃はついに、イギリスの議会を動かして、初等教育を 14 歳未満の児童の「生産的」使用にたいする法定条件となさしめた。

- ・疎漏(そろう＝おおざっぱで、手落ちがあること。) ・奸計(かんけい＝悪いはかりごと、悪だくみ。)
- ・揚言(ようげん＝おおげさに言いふらすこと。)

- *工場法における教育条項が、おおざっぱで手落ちがあることや、法施行のための部署が欠けているため、「強制教育」が大部分実現されていない。
 - ・この工場法の教育条項に対する工場主たちの反対により、また工場主たちの悪いはかりごとにより、資本主義的生産のための精神が、明らかにされた。いわく、「立法こそが非難されるべき」「おおげさに言われる」「児童教育を保証される規定がない」「毎日、一定時間内(3時間)児童を閉じ込めること」「教師として署名された人物から証明書を受け取る以外、何も規定されていない」
 - *1844年改正工場法前には、十字形をもって署名した通学証明書もあった。教師が字を書けなかったりした。
 - ・工場監督官たちは、学校と称する法外な状態を摘発したり、児童が通学証明書はもらっても教育を受けていなかった旨報告している。狭い室の中に多くの児童が、全く何もしないで居並んでいた、とも。
 - ・通学義務のある児童を排除しようとする事業主。「教育条項に対する工場主の甚だしい嫌悪」がある。
甚だしい(はなはだしい＝普通の度合いを超える。)
 - *特別の工場法によって規制されて更紗等の捺染業の例。
捺染(なっせん＝色のりをなすりつけて染めること)
 - ・雇い主が児童に用のないときに通学させる。通学のつじつまが合わせられる。
 - ・「通学は、全く、工場の営業上の必要に合わされる。」
- ※児童労働と婦人労働の多勢を追加することによって、工場手工業において、男子労働者が資本の専制に向けていた反抗を、ついに打破するのである。
(婦人労働と児童労働の増加は、資本への男子労働者の抵抗を減少させる。)